

農
林
省
設
置
法
案

696

農林省設置法目次

- 第一章 總則（第一條—第四條）
- 第二章 本省（第五條—第四十五條）
 - 第一節 内部部局（第五條—第十二條）
 - 第二節 附屬機關（第十三條—第三十五條）
 - 第三節 地方支分部局（第三十六條—第四十五條）
 - 第一款 農地事務局（第三十七條—第四十一條）
 - 第二款 資材調整事務局（第四十二條—第四十三條）
 - 第三款 作物報告事務局（第四十四條—第四十五條）
- 第三章 外局（第四十六條—第七十四條）
 - 第一節 食糧庁（第四十七條—第五十八條）
 - 第一款 總則（第四十七條—第四十八條）
 - 第二款 内部部局（第四十九條—第五十三條）
 - 第三款 附屬機關（第五十四條—第五十五條）
 - 第四款 地方支分部局（第五十六條—第五十八條）
 - 第二節 林野庁（第五十九條—第七十三條）
 - 第一款 總則（第五十九條—第六十條）
 - 第二款 内部部局（第六十一條—第六十四條）
 - 第三款 附屬機關（第六十五條—第六十六條）
 - 第四款 地方支分部局（第六十七條—第七十三條）

第三章 水産庁（第七十四條）
 第四章 職員（第七十五條—第七十六條）
 第五章 公園（第七十七條）
 附則（第七十八條—七十九條）

内

農林省設置法

第一章 總則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、農林省の所掌事務の範圍及び権限を明確に定め、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることと目的とする。

第二條 國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基づいて、農林省を設置する。

2 農林省の長は、農林大臣とする。
 （農林省の任務）

第三條 農林省は、農林畜水産業の改良発達及び農山漁家の福祉の増進を図り、以て國民經濟の興隆に寄與することを目的として左に掲げる行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う政府機関とする。

一 農林畜水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）、油脂及び農林畜水産業専用物品（炭酸カルシウム以外の化学肥料、農機具、漁網、漁船及び漁船用機関を除く。）の生産の増進を図ること。

二 農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の流通消費を規制すること。

三 農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品（油脂及び漁船用機関を除く。）の検査並びに漁船及び漁船用機関の定期検査を行うこと。

四 農林畜水産業に関する試験研究を実施し、指導し、及びその普及を図ること。

- 五 農林畜水産業及び農山漁業に關する調査を行い、及び統計を作成すること。
- 六 農山漁業の生活の改善を図り社会的経済的地位の向上を図ること。
- 七 土地改良事業を行うこと。
- 八 農業共済所、漁業共済所、漁船共済所、森林火災共済事業を行うこと。
- 九 国有林野事業を行うこと。
- 十 国営競馬事業を行い、及び地方競馬を監督すること。
- (農林省の権限)
- 第四條 農林省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するための、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。
 - 一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な契約をすること。
 - 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
 - 三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
 - 四 所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
 - 五 不用財産を処分すること。
 - 六 職員、任用及び懲罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
 - 七 職員の厚生及び保健のための必要な施設をなし、及びこれを管理すること。
 - 八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
 - 九 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
 - 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従ひ、必要な措置をとること。
 - 十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

- 十二 農林省の公印を鑄造すること。
- 十三 所掌事務に係る物資の割當又は配給を行うこと。
- 十四 所掌事務に係る供給の時に不足する物資の使用を制限し又は禁止すること及びその生産(加工及び修理を含む。)出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること。
- 十五 所掌事務に係る物資の生産(加工及び修理を含む。)、出荷若しくは移動又は工事の施行を制限し又は禁止すること。
- 十六 所掌事務に係る供給の時に不足する物資又は遊休設備の譲渡、引渡又は貸與を命ずること。
- 十七 農林協同組合、農林中央会、その他所掌事務に係る団体につき許可及び認可を与えること。
- 十八 所掌事務に係る事業の再建整備計画につき認可を与えること。
- 十九 中央卸売市場につき認可を与えること。
- 二十 所掌事務に係る輸出品の等級及びその標準を定め、又は指定輸出品の最低標準及び包装条件を定め、これらの検査を行うこと。
- 二十一 指定農林物資検査法(昭和二十三年法律第二百十号)の規定に基く指定農林物資の規格を定め、これを定めること。
- 二十二 農業災害に關する再保險事業を行うこと。
- 二十三 食糧確保臨時措置法(昭和二十三年法律第八十二号)に基く農業計画を定めて都道府縣知事に指示すること。
- 二十四 農産及び農産産物の登録を行うこと。

- 二十五 農畜産物及び肥料、農薬その他農畜産業用物品の検査を行うこと。
- 二十六 輸出入動植物を検査し、その輸入場前を制限し、これらのものを消毒し、廃棄し、又は收受を禁止すること。
- 二十七 自作農を創設するため、農地等を取得し、管理し又は処分すること。
- 二十八 小作農その他の農地の利用関係の争議の調停に関与すること。
- 二十九 農地の価格、移動率用及び小作料を統制すること。
- 三十 開拓適地を指定すること。
- 三十一 開拓者に資金を貸し付けること。
- 三十二 開拓用機械器具及び資材を取得し、管理し及び処分すること。
- 三十三 国営土地改良事業を実施し、これを都道府県に委託すること。
- 三十四 土地改良事業を行う者に対し補助金を交付すること。
- 三十五 耕地面積及び農作物の作況その他農林畜水産業に關する報告を徴すること。
- 三十六 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）に基づき都道府県その他の試験研究機關に対し補助金及び委託金を交付すること。
- 三十七 雑畜の検査を行うこと。
- 三十八 家畜及び家きんの移動及びと殺を制限すること。
- 三十九 獣医師、装蹄師、調教師及び騎手の免許をすること。
- 四十 国営競馬を行うこと。
- 四十一 地方競馬の実施に必要な規程を認可し、又は地方競馬の停止を命ずること。
- 四十二 生糸の検査を行うこと。

内二

- 四十三 蠶種製造業、製糸業、輸出生糸同屋業及び生糸販売業を許可すること。
- 四十四 蚕病の予防駆除又は桑苗の検査のために必要な措置を命ずること。
- 四十五 主要食糧の供出割當を行うこと。
- 四十六 主要食糧を買い入れ、売り渡し、加工し、交換し、交付し、又は貯蔵すること。
- 四十七 主要食糧の価格を決定すること。
- 四十八 食糧庁の所管事務に係る団体につき、許可及び認可を与えること。
- 四十九 主要食糧及び飲食料品の検査を行うこと。
- 五十 国有林野の境界を査定すること。
- 五十一 国有林野の処分を行うこと。
- 五十二 森林原野の火入及び森林害虫の駆除又は予防に關し都道府県知事に認可を与えること。
- 五十三 木材、薪炭、加工炭その他の林産物を検査すること。
- 五十四 森林組合その他の所管行政に属する団体に關する許可及び認可を与えること。
- 五十五 民有林の森林治水事業を行うこと。
- 五十六 保安林の編入及び解除をすること。
- 五十七 森林火災回廊保護事業を行うこと。
- 五十八 狩猟鳥獣の種類、狩猟の区域及び時期を定めること。
- 五十九 国有林野及び公有林野官行造林地の造林、營林及び治水事業を実施すること。
- 六十 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製出物を処分すること。
- 六十一 木を買い入れ、木材又は薪炭を生産し、売り渡すこと。
- 六十二 薪炭を買い入れ、売り渡し、貯蔵すること。

六十三 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）第二條に規定する権限。
 六十四 所掌事務に係る事項の試験研究及び調査を委託し、並びに依頼を受けて試験及び検査を行い、その手数料を徴収すること。
 六十五 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き農林省に属させられた権限。

第二章 本

第一節 内部部局

(内部部局)

第五條 本省に大臣官房及び左の五局を置く。

農政司

農地局

農業改良司

畜産司

蚕糸司

2 農業改良司に統計調査部、研究部及び普及部を、畜産局に競馬部を置く。
 (特別な職)

第六條 大臣官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。
 (大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、農林省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 大臣の官印及び省印を管掌すること。
- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

- 六 固有財産及び物産を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
- 八 行政の考査を行うこと。
- 九 考査事務に關すること。
- 十 考査報告に關すること。
- 十一 法令案の考査その他総合調整に關すること。
- 十二 農林畜水産物及び農林畜水産業用物資の割当又は配分に關する調整並びにこれらの物資の輸送に關する連絡を行うこと。
- 十三 資金に關する調整並びに農林中央金庫その他金融業務を行ふ團體及びこれらの團體の行ふ金融業務の指導監督を行うこと。
- 十四 企業の整備及び振興を關すること並びに商工業団体の指導監督を行うこと。
- 十五 中央卸売市場の指導監督を行うこと。
- 十六 農村負債整理に關すること。
- 十七 輸出入に關する連絡調整を關すること。
- 十八 規格及び検査の調整を關すること。
- 十九 前各号に掲げるものの外、農林省の所掌事務で他局及び他の機關の所掌に屬しない事務に關すること。

（農政局の事務）

- 第八條 農政局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 農業行政に關する企画を行うこと。

- 二 農業の経営の改善を關すること。
- 三 農業協同組合その他農業に關する団体の指導監督及び助成を行うこと。
- 四 農畜産業に關する天済及び保険に關すること。
- 五 農産天済同保險特別会計の経理を行うこと。
- 六 農山漁村の経営改善のためにする農村工業の指導、助成を行うこと。
- 七 農産物（畜産を除く。以下本條中同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を關すること。（食糧庁の所掌に屬することを除く。）
- 八 肥料、農機具、農薬、その他農業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を關すること。（炭酸カルシウム以外の化学肥料及び農機具の生産に關することも除く。）
- 九 農産物（主要食糧を除く。）及び農業専用物品の検査に關すること。
- 十 病虫害の予防駆除及び輸出入植物の検査に關すること。
- 十一 肥料配給公団に關すること。

（農地局の事務）

- 第九條 農地局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 農地に關する企画を行うこと。
- 二 自作農創設特別措置に關すること。
- 三 農地の移轉、定用と統制し、その他農地関係の調整を關すること。
- 四 肉拓適地を調査し、その肉拓計画を樹立すること。
- 五 肉整、入植及び管農の指導助成を行うこと。
- 六 肉拓者資金の融通を行うこと。

- 七 自作農創設特別措置特別会計及び開拓者資金融通特別会計の整理を行うこと。
- 八 開墾土地改良事業に関すること。
- 九 土地改良事業及び土地改良法の指導監督及び助成を行うこと。
- 十 開拓用機械、器具及び資材の管理あつたに關すること。

(農業改良局の事務)

- 第十條 農業改良局においては左の事務をつかさどる。
 - 一 農林省の所掌事務に關する統計の企画及び実施に關するの連絡調整を図ること。
 - 二 耕地面積及び農作物の作況の調査を行うこと。
 - 三 農村の統計的経済調査を行うこと。
 - 四 前三号に掲げるものの外、農林畜水産業に關する統計を作成すること。
 - 五 国立国会図書館農林省支那図書館に關すること。
 - 六 農業(畜産業を含む畜産を除く。以下本條中同じ。)及び農民生活に關する自然科學的試驗研究の企画並びに關係試驗研究機關の行う當該試驗研究の連絡調整を行うこと。
 - 七 農業及び農民生活に關する經濟學的研究の企画及び実施並びに關係研究機關の行う當該研究の連絡調整を行うこと。
 - 八 農業及び農民生活に關する知識の普及交換を図ること。
 - 九 農業改良助長法に基いて、都道府縣その他の試驗研究機關の行う試驗研究及び普及事業の助成を行うこと。
 - 十 農業及び農民生活に關する試驗研究を行う者の能力の向上を図ること。
 - 十一 農業及び農民生活に關する知識の普及交換に關する事務に従事する者の能力の向上を図ること。

外三

- 十二 關係試驗研究機關の試驗研究の状況及びその成果を調査すること。
 - 十三 農業及び農民生活に關する知識の普及交換に關する事務の実施の状況及びその成果を調査すること。
 - 十四 農業及び農民生活に關する試驗研究及び知識の普及交換に關するの資料を収集し、整理し、及び刊行すること。
 - 第十五 統計調査部においては、前項第一号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。
 - 第十六 研究部においては、前項第六号、第七号、第十号及び第十二号に掲げる事務並びに第九号及び第十四号に掲げる事務のうち農業及び農民生活に關する試驗研究に關するものをつかさどる。
 - 第十七 普及部においては、第一項第八号、第十一号及第十三号に掲げる事務並びに第九号及び第十号に掲げる事務のうち農業及び農民生活に關する知識の普及交換に關するものをつかさどる。
- (畜産局の事務)
- 第十八條 畜産局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 畜産行政に關する企画を行うこと。
 - 二 畜産に關する団体の指導監督及び助成を行うこと。
 - 三 家畜及び家禽の改良及び増殖を図ること。
 - 四 畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
 - 五 飼料その他の畜産業專用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
 - 六 有畜管農の発達を図ること。
 - 七 牧野の改良整備を図ること。
 - 八 畜産物の改良及び品質の向上を図ること。

- 九 豚畜及び家畜の衛生並びに輸出入動物及び畜産物の検査に関すること。
- 十 獸医師及び装蹄師の指導監督を行うこと。
- 十一 國産競馬を奨励し、及び地方競馬の指導監督を行うこと。
- 十二 國産競馬事業特別会計の経理を行うこと。
- 十三 飼料配給公団に関すること。

二 競馬部においては、前項第十一号及び第十二号に掲げる事務をつかさどる
 (蚕糸局の事務)

第十二條 蚕糸局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 蚕糸行政に関する企画を行うこと。
- 二 蚕糸及び蚕糸製作物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 三 蚕病の予防を図ること。
- 四 蚕糸の検査に関すること。
- 五 蚕糸の需要調査を行うこと。
- 六 蚕糸業に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
- 七 蚕糸に関する試験研究を企画し並びに關係試験研究機關の行う当該試験研究の連絡調整及び蚕糸に関する知識の普及を図ること。

第二節 附屬機關

第十三條 第二十五條に規定するものの外、本省に左の附屬機關を置く。
 農事試験場

- 茶業試験場
- 園藝試験場
- 畜産試験場
- 農業総合研究所
- 開拓研究所
- 農事改良実験所
- 蚕糸試験場
- 家畜衛生試験場
- 肥料検査所
- 農薬検査所
- 輸出品検査所
- 生糸検査所
- 動植物検査所
- 農村工業指導所
- 農業機械管理所
- 国産牧野事務所
- 競馬事務所
- 馬鈴薯原産地農場
- 茶原産地農場
- 種畜牧場

(農事試験場)

第十四條 農事試験場は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 農業技術の改善に関する試験

二 土じょう、肥料その他農業に關係のある物料の分析、鑑定及び調査

三 産物の生産及び配布

四 農事に関する講習

2 農事試験場は、東京都に置く。

3 農林大臣は、農事試験場の事務を分掌させるための、所要の地に、農事試験場の支場を設けることができる。

4 農事試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(茶業試験場)

第十五條 茶業試験場は、茶業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び製茶標本の配布を行う機関とする。

2 茶業試験場は、静岡県に置く。

3 茶業試験場の内部組織については、農林省令で定める。

(園藝試験場)

第十六條 園藝試験場は、園藝に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の配布を行う機関とする。

2 園藝試験場は、神奈川県に置く。

645

3 農林大臣は、園藝試験場の事務を分掌させるための、所要の地に園藝試験場の支場を設けることができる。

4 園藝試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(畜産試験場)

第十七條 畜産試験場は、畜畜、養子、養蜂、畜産物、畜力の利用、飼料及びきゆう肥に関する試験、調査並びに畜産に関する分析、鑑定及び講習を行う機関とする。

2 畜産試験場は、千葉県に置く。

3 農林大臣は、畜産試験場の事務を分掌させるための、所要の地に畜産試験場の支場を設けることができる。

4 畜産試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(農業総合研究所)

第十八條 農業総合研究所は、農業に関する経済上の諸問題の総合的調査研究を行う機関とする。

2 農業総合研究所は、東京都に置く。

3 農林大臣は、農業総合研究所の事務を分掌させるための、所要の地に農業総合研究所の支所を設けることができる。

4 農業総合研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(開拓研究所)

第十九條 開拓研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 土地及び水の農業上の開発利用に関する調査研究

- 二 開拓地における啓蒙、農務及びしゅうろくに關する調査研究
 - 三 開拓に關する技術者の養成
 - 四 開拓に關する講習
 - 2 開拓研究所は、東京都に置く。
 - 3 農林大臣は、開拓研究所の事務を分掌させるたの、所屬の地に開拓研究所の事務所設けることができる。
 - 4 開拓研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。
- 第二十條 農務改良実験所は、農務の改良に關する実験及び調査を行う機關とする。
- 農務改良実験所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	位置
札幌農務改良実験所	北海道札幌市
黒石農務改良実験所	青森縣南津軽郡
盛岡農務改良実験所	盛岡市
古川農務改良実験所	宮城縣志田郡
大館農務改良実験所	秋田縣北秋田郡
山形農務改良実験所	山形市
安積農務改良実験所	福島縣安積郡
石田農務改良実験所	茨城縣新治郡

四五

名	位置
宇都宮農務改良実験所	宇都宮市
前橋農務改良実験所	前橋市
熊谷農務改良実験所	熊谷市
千葉縣農務改良実験所	千葉市
立川農務改良実験所	東京都立川市
長岡農務改良実験所	新潟縣古志郡
富山農務改良実験所	富山市
福井農務改良実験所	福井市
龍王農務改良実験所	山梨縣中巨摩郡
長野農務改良実験所	長野市
本領農務改良実験所	岐阜縣本巣郡
静岡農務改良実験所	静岡市
安城農務改良実験所	愛知縣碧海郡
鈴鹿農務改良実験所	鈴鹿市
草津農務改良実験所	滋賀縣栗太郡
宇治農務改良実験所	京都府久世郡
船津農務改良実験所	大阪府中河内郡
明石農務改良実験所	明石市
畝傍農務改良実験所	奈良縣高市郡

646

朝来農事改良試験所 東伯農事改良試験所 出雲農事改良試験所 倉敷農事改良試験所 西條農事改良試験所 防府農事改良試験所 阿蘇山農事改良試験所 松山農事改良試験所 高田農事改良試験所 二日市農事改良試験所 佐賀農事改良試験所 熊本農事改良試験所 大分農事改良試験所 宮崎農事改良試験所 鹿児島農事改良試験所	和歌山農事改良試験所 高取農事改良試験所 出雲市 倉敷市 廣島縣賀茂郡 防府市 香川縣香川郡 松山市 高知縣高岡郡 福岡縣筑紫郡 佐賀市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市
--	---

3 農事改良試験所の内部組織については、農林省令で定める。

第二十一條 蚕糸試験場は、左に掲げる事項を行う機関とする。
 一 栽桑、養蚕、蚕種製造、製糸その他蚕糸業に関する試験及び調査

二 原蚕種の製造及び配布
 三 桑の接穂及び苗木の生産及び配布
 四 桑葉、繭、繭繰、製糸用水その他蚕糸業に關係する物料の分析及び鑑定
 五 蚕糸業に関する講習

2 蚕糸試験場は、東京都に置く。

3 農林大臣は、蚕糸試験場の事務を分掌させるため、所要の地に蚕糸試験場の支場を設けること得る。

4 蚕糸試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(家畜衛生試験場)

第二十二條 家畜衛生試験場は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 家畜の衛生に関する試験及び調査
 二 家畜の疾病に関する予防、消毒及び治療の方法の研究
 三 家畜専用の血清類及び薬品の製造、配付及び検査
 四 家畜の衛生に関する技術の講習

2 家畜衛生試験場は、東京都に置く。

3 農林大臣は、家畜衛生試験場の事務を分掌させるため、所要の地に家畜衛生試験場の支場を設けること得る。

4 家畜衛生試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(肥料検査所)

第二十三條 肥料検査所は、肥料の検査を行う機関とする。
 2 肥料検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	位置
東京肥料検査所	東京都
札幌肥料検査所	札幌市
名古屋肥料検査所	名古屋市
神戸肥料検査所	神戸市
福岡肥料検査所	福岡市

3 肥料検査所の内部組織については、農林省令で定める。
 (農林検査所)

第二十四條 農薬検査所は、農薬の検査を行う機関とする。
 2 農薬検査所は、東京都に置く。

3 農薬検査所の内部組織については、農林省令で定める。
 (輸出品検査所)

第二十五條 輸出品検査所は、農林畜水産物及び食料品の検査を行う機関とする。
 2 輸出品検査所の名称、位置及び所掌事務は、左の通りとする。

名	位置	所掌事務
輸出食料品検査所	東京都	食料品の検査

内大

輸出農林水産物検査所	東京都	農林畜水産物の検査
------------	-----	-----------

3 農林大臣は、輸出品検査所の事務の一部を分掌させられたの、所要の地に支所又は出張所を設けることができる。
 4 輸出品検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。
 5 輸出品検査所は、輸出品取締法(昭和二十二年法律第五十三号)第三條の規定によつて指定されるもの及び第四條に掲げるものの検査については、通商産業大臣の監督をも受けるものとする。

(生糸検査所)
 第二十六條 生糸検査所は、左に掲げる事項を行う機関とする。
 一 生糸(絹短繊維を含む。以下同じ。)に關する検査
 二 生糸の検査及び貯蔵に關する研究及び調査
 三 生糸の検査及び整理に關する講習
 四 生糸の検査に關する器具、機械その他の物件の検査及び鑑定
 五 附屬生糸飼育舎庫の管理
 2 生糸検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	位置
横浜生糸検査所	横浜市

神戸生糸検査所	神戸市
---------	-----

3 生糸検査所の内部組織については、農林省令で定める。
(動植物検査所)

- 第二十七條 動植物検査所は、左に掲げる事項を行う機関とする。
- 一 輸出入植物又は輸入病虫害虫の検査及び取締並びに病虫害虫の調査研究
 - 二 輸入家畜その他の貨物に対する家畜傳染病予防法(大正十一年法律第十九号)に基づく検査又は検査
 - 三 輸出家畜及び畜産物の衛生検査
 - 四 国内産獸毛の消毒
 - 五 家畜防疫上必要な病的材料の検査
 - 六 家畜専用の血清類の保管
- 2 動植物検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	位置
横浜動植物検査所	横浜市
神戸動植物検査所	神戸市
内司動植物検査所	内司市

3 農林大臣は、動植物検査所の事務を分掌させるための、所要の地に、動植物検査所の出張所を

設けることができる。

4 動植物検査所の内部組織並びに検査所の名称、位置、内部組織及び所掌事務については、農林省令で定める。

(農村工業指導所)

第二十八條 農村工業指導所は、農山漁家の経営改善のために農山漁村における農村工業の調査及び指導を行う機関とする。

2 農村工業指導所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	位置
栃木農村工業指導所	岸野市
山形農村工業指導所	新庄市

3 農村工業指導所の内部組織については、農林省令で定める。

(農業機械管理所)

第二十九條 農業機械管理所は、試験研究のためにする農業機械の製造、改造、修理及び保管並びにその利用の指導及び試験を行う機関とする。

2 農業機械管理所は、神奈川県に置く。

3 農業機械管理所の内部組織については、農林省令で定める。

(国営牧野事務所)

第三十條 国営牧野事務所は、国営牧野の管掌を行う機関とする。

2 国営牧野事務所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
厚岸国営牧野事務所		北海道	厚岸郡
標津国営牧野事務所		北海道	標津郡
美幌国営牧野事務所		北海道	美幌郡
釧路国営牧野事務所		北海道	釧路郡
大湯国営牧野事務所		北海道	大湯郡
大野国営牧野事務所		北海道	大野郡
旭野国営牧野事務所		北海道	旭野郡
飯野国営牧野事務所		北海道	飯野郡

3 国営牧野事務所の内部組織は、農林省令で定める。
(競馬事務所)

第三十一條 競馬事務所は、競馬法（昭和二十三年法律第百五十五号）に基き国営競馬を実施する機関とする。

2 競馬事務所の名称、位置及び管轄競馬場は、左の通りとする。

名	称	位	置
札幌競馬事務所		北海道	札幌市

丙七

3 競馬事務所の内部組織については、農林省令で定める。
(馬鈴薯原産地農場)

第三十二條 馬鈴薯原産地農場は、馬鈴薯の増産に必要な種苗の生産及び配布を行う機関とする。

2 馬鈴薯原産地農場の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
北海道中支馬鈴薯原産地農場		北海道	札幌市
後志馬鈴薯原産地農場		北海道	札幌市
釧路馬鈴薯原産地農場		北海道	釧路市
十勝馬鈴薯原産地農場		北海道	帯広市
上北馬鈴薯原産地農場		北海道	帯広市
十勝馬鈴薯原産地農場		北海道	帯広市
十勝馬鈴薯原産地農場		北海道	帯広市
八岳馬鈴薯原産地農場		北海道	帯広市

3 馬鈴薯原産地農場の内部組織については、農林省令で定める。
(茶原産地農場)

第三十三條 茶原産地農場は、茶樹の増産に必要な種苗の生産及び配布を行う機関とする。

2 茶原産地農場の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	址	置
企谷茶原種農場		静岡県原町	
奈良茶原種農場		奈良市	
知覽茶原種農場		鹿児島県川辺郡	

3 茶原種農場の内部組織については、農林省令で定める。

(種畜牧場)

第三十四條 種畜牧場は、左に掲げる事項を行う機関とする。

- 一 畜畜、家畜及び蜜蜂の飼養管理及び改良増殖
- 二 種畜、種きん、種卵及び種蜂の配付並びに種畜の貸付及び種付
- 三 種畜の登録
- 四 種付事業の指導
- 五 有畜産農の奨励
- 六 鶏の産卵能力の検定
- 七 飼料作物種子原種圃の経営

2 種畜牧場の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	址	置
日高種畜牧場		北海道洞爺郡	
新冠種畜牧場		北海道洞爺郡	

十勝種畜牧場	北海道河東郡
奥羽種畜牧場	青森県上北郡
岩手種畜牧場	岩手県岩手郡
福島種畜牧場	福島県西白河郡
大宮種畜牧場	大宮市
長野種畜牧場	長野県北佐久郡
静岡種畜牧場	静岡県駿東郡
岡崎種畜牧場	岡崎市
兵庫種畜牧場	兵庫県神戸市
鳥取種畜牧場	鳥取県東伯耆郡
高知種畜牧場	高知県香美郡
熊本種畜牧場	熊本県菊池郡
宮崎種畜牧場	宮崎県西諸郡
鹿児島種畜牧場	鹿児島県姶良郡

2 農林大臣は、種畜牧場の事務を介掌させるため、前条の地に種畜牧場の支場を設けることができる。

3 種畜牧場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附属機関)
第三十五條 左の表の上欄に掲げる機関は、法省の附属機関として置かれるものとし、その目的

は、これ以下欄に記載する通りとする。

種	要	目	約
農林漁業復興金融審議会		関係大臣の諮問に依り、農林漁業復興資金の融資に関する重要事項を調査審議すること。	
農林物資規格調査会		農林大臣の諮問に依り、農林畜産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。	
農林金融改善特別融通複共審議会		農林中央金融特別融通及損失補償法（昭和七年法律第三十二号）農林負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）、農村負債整理資金特別融通及損失補償法（昭和十一年法律第七十七号）又は臨時農村負債整理法（昭和十二年法律第六十五号）による特別融通によつて市町村、農林中央金融、日本勧業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀行の受けた損失及びその補填を決定すること。	
農業共済自保保険審議会		農業災害補償法（昭和二十一年法律第四十八号）により政府の行う再保険に因する事項を審査し並びに農林大臣の諮問に依りて農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に因する事項を調査審議すること。	
中央農業調整審議会		農林大臣の諮問に依りて、主要食糧農産物についての農業計画その他食糧確保臨時措置法の施行に関する重要事項を審議すること。	
産物審査会		農産物審査法（昭和二十一年法律第四十号）の規定による産物の名称の登録及びその取消を審査すること。	

農産物審査会	農産物の登録の審査その他農産物取銷法（昭和二十二年法律第八十号）に規定する制限を行うこと。
輸出入植物検査審議会	農林大臣の諮問に依り、輸出入植物の検査の方法その他輸出入植物検査法（昭和二十三年法律第八十六号）の施行に関する重要事項を調査審議すること。
農産物規格審議会	農産物の規格の審査その他指定農産物審査法（昭和二十三年法律第二十号）に規定する制限を行うこと。
農機具審議会	農器具の検査を行い及び優良農機具の普及奨励等に関する事項を調査審議すること。
肥料取締審議会	農林大臣の諮問に依り、肥料取締に関する重要事項を調査審議すること。
中央農地委員会議	農地調整法（昭和二十三年法律第六十七号）その他の法令によりその権限に属させた事項を処理し及び農林大臣の諮問に依りて農地に因する重要事項を調査審議すること。
中央開拓審議会	農林大臣又は中央農地委員会議の諮問に依りて、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の施行その他開拓に関する重要事項を調査審議すること。
農業機械化審議会	農林大臣の諮問に依り、農業の機械化に関する重要事項を調査審議すること。
農業電化審議会	農林大臣の諮問に依り、農業の電化に関する重要事項を調査

652

（名称、位置及び管轄区域）

第三十八條 農地事務局の名称、位置及び管轄区域は、左の如しとする。

名称	位置	管轄区域
仙台農地事務所	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京農地事務所	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県
金沢農地事務所	金沢市	新潟県、富山県、石川県、福井県
京都農地事務所	京都市	岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
岡山農地事務所	岡山市	鳥取県、島根県、岡山県、廣島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
熊本農地事務所	熊本市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

（内部部局）

第三十九條 農地事務局に、官務の外主の三部を置く。

- 農地部
- 開拓部
- 土地改良部

四九

2 前項に定めのるもの外、農地事務局の内部部局の組織の細目については、農林省令で定める。

（事務所及び事業所）

第四十條 農林大臣は、局務の一部を分掌させるための、所要の地下、農地事務所の事務所及び事業所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。

（附属機関）

第四十一條 農地事務局の附属機関として、地方農業機械管理所を置く。地方農業機械管理所は、農業機械の管理利用及びその指導を行う機関とする。

2 地方農業機械管理所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第二款 資材調整事務所

（所掌事務）

第四十二條 資材調整事務所は、農林省の所掌事務のうち農林畜産物及び農林畜産物用物資の割当及び配分に関する調整、これらの物資の輸送の連絡並びに資金の調整に関する事務を掌する。

2 資材調整事務所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

（出張所）

第四十三條 農林大臣は、所掌の一部を分掌させるため、所要の地に、資材調整事務所の出張所を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。

第三款 作物報告事務所

(所掌事務)

第四十四條 作物報告事務所は、本省の所掌事務のうち、耕地面積及び農作物の作況の調査並びに農村における統計的経済調査に因する事務を分掌する。

2 農林大臣は、所掌の一部を分掌させるため、所要の地に作物報告事務所の出張所を設けることができる。

3 作物報告事務所及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については農林省令で定める。

(附屬機関)

第四十五條 作物報告事務所の附屬機関として、作物報告審議会を置く。作物報告審議会は作物報告事務所長の諮問に応じ、農作物の作況に因し、調査審議することと目的とする機関とする。

2 作物報告審議会の名称、位置、内部組織及び委員その他の職員については、政令で定める。

ト

外局

第三章 外局

(外局の設置)

第四十六條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて農林省に置かれる外局は、次の通りとする。

- 食糧庁
- 林野庁
- 水産庁

第一節 食糧庁

第一款 総則

(食糧庁の任務及び長)

第四十七條 食糧庁は、主要食糧の國統官管理並びに飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の調査を行うことを主たる任務とする。

2 食糧庁は、食糧庁長官を長とする。

(食糧庁の権限)

第四十八條 食糧庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第四十五号から第四十九号まで及び第六十四号に掲げる権限を行使する。

第三十号

第二款 内部部局

(内部部局)
第四十九條 食糧庁は左の四部を置く。

- 総務部
- 経理部
- 食糧部
- 食品部

(総務部の事務)

第五十條 総務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 主要食糧、飲食料品及び油脂の生産、流通、消費及び管理に関する企画を行うこと。
- 二 主要食糧、飲食料品及び油脂の需給の総合調整を図ること。
- 三 主要食糧、飲食料品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。
- 四 主要食糧の価格に関する連絡調整を行うこと。
- 五 主要食糧、飲食料品及び油脂に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
- 六 主要食糧及び飲食料品及び油脂の検査に関すること。
- 七 主要食糧及び飲食料品の試験研究に関すること。

附の一

ハ、食糧配給公団、食料品配給公団及び油糧配給公団に関すること。

九、前各号に掲げるものの外、食糧庁の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に属しを以て事務に関すること。

656

(経理部の事務)

第五十一條 経理部においては、食糧管理特別会計の経理をつかさどる。

(食糧部の事務)

第五十二條 食糧部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 主要食糧の集荷、配給、消費その他需給の調整を図ること。
- 二 主要食糧の輸出入の統制を行うこと。
- 三 主要食糧の集荷、配給、加工等の業務の発達、改善及び調整を図ること。

(食品部の事務)

第五十三條 食品部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 二 飲食料品及び油脂の生産、流通等に関する業務の発達、改善及び調整を図ること。

第三款 附属機関

(食糧研究所)

第五十四條 第五十五條に規定するものの外、食糧庁に附屬機関として食糧研究所を置く。

又 食糧研究所は、次の場ける事項を行う機関とする。

一 食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に関する試験研究及び調査

二 食糧に関する分析、鑑定及び検定。

三 試験研究のため製造し又は加工した製品及びその原料又は材料の配付

四 食糧の利用、加工及び貯蔵等に関する講習

3 食糧研究所は、東京都に置く。

4 食糧研究所の内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附屬機関)

第五十五條 食糧庁の附屬機関として工業食品規格審議会を置く。工業食品規格審議会は、工業

食品の規格の審査その他指定農林物資検査法の規定による権限を行うことを目的とする機関とす

る。

又 工業食品規格審議会については、指定農林物資検査法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局

(食糧事務所)

第五十六條 食糧庁に、地方支分部局として、食糧事務所を置く。

(所管事務)

第五十七條 食糧事務所は、食糧庁の所管事務を分掌する。

又 農林大臣は、前項の事務の外、食糧事務所が農林産物の検査に関する事務をつかさどらせるこ

と、し得る。

3 食糧事務所の名稱、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

(支所及び出張所)

第五十八條 農林大臣は、前項の一部を分掌させるため、所要の地に食糧事務所の支所及び出張

所を設けることとできる。その名稱、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定め

る。

第二節 林野庁

第一款 總則

(林野庁の任務及び長)

第五十九條 林野庁は、国有林等及び公有林野言行造林地の管理及び経営、私有林野に関する指

導監督、林産物の生産、流通及び消費の調整その他林業の発達改善に関する事務を行うことを主

たる任務とする。

又 林野庁は、林野庁長官を長とする。

(林野庁の権限)

第六十條 林野庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第五十一号から第六十二号まで及び第三十五号に掲げる権限を行使する。
第六十條は第六十五号
第六十一條は第六十五号

第二款 内部部局

(内部部局)

第六十一條 林野庁に、左の三部を置く。

- 林政部
- 指導部
- 業務部

(林政部の事務)

第六十二條 林政部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 林業行政に関する企画を行うこと。
- 二 林業に関する総合調整を図ること。
- 三 国有林野の管理及び処分並びに公有林野官行造林地の管理に関すること。
- 四 木材、薪炭、其の他の林産物及び加工材の生産、流通、消費の増進、改善及び調整を図ること。

四の二

- 五 木材、薪炭その他の林産物及び加工材の検査に関すること。
- 六 森林組合共の他林業及び林産物に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
- 七 林道に関する指導監督を行うこと。
- 八 前各号に掲げるものの外、林野庁の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

(指導部の事務)

第六十三條 指導部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国有林野及び私有林野の総合計画及び経営計画に関すること。
- 二 私有林野の造林、營林及び治水に関すること。
- 三 保安林に関すること。
- 四 森林火災團營保険に関すること。
- 五 森林火災團營保険特別会計の経理を行うこと。
- 六 林業に関する試験、研究及び調査を企画し並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を図ること。
（林業技術の改良促進及び普及を図ること）
- 七 野生鳥獣の保護繁殖を図り、狩猟の取締を行うこと。

(業務部の事務)

第六十四條 農務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一、國有林野及び公有林野官行造林地の造林、營林及び治水に関すること。
- 二、國有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に関すること。
- 三、林立木の取得、加工及び処分に関すること。
- 四、薪炭の買入、充て等の業務に関すること。
- 五、國有 野事業特別会計及び薪炭需給調前特別会計の整理を行うこと。

第三款 附屬機関

(林業試験場)

- 第六十五條 第六十六條の規定するものの外、林野庁の附屬機関として林業試験場を置く。
- 二、林業試験場は、林業に関する試験、分析、鑑定、調査及び講習並びに種苗及び標本の配付を行う機関とする。
- 三、林業試験場は、東京都に置く。
- 四、農林大臣は、林業試験場の業務を分掌させるため、所要の地を林業試験場の支場及び分場を設けることとできる。
- 五、林業試験場の内部組織並びに支場及び分場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附屬機関)

第六十六條 左の上欄に掲げる機関は林野庁の附屬機関として置かれるものとし、目的は、それそれの下欄に記載する通りとする。

種 別	目 的
社寺保管林処分審査会	農林大臣の諮問に應じて、社寺等の無償で貸し付けてある財産の処分に関する法律(昭和廿二年法律第五十二号)の規定によつてその権限に属する事項を調査すること。
林産物規格審議会	林産物の規格の審査その他の指定農林物産検査法に規定する権限を行うこと。
森林火災圍營保險審査会	森林火災圍營保險法(昭和十二年法律第二十五号)により森林火災圍營保險の附する事項を調査すること。
地方森林会	森林法(明治四十年法律第四十三号)の規定によつてその権限に属する事項を調査すること。

八、社寺保管林処分審査会、林産物規格審議会、森林火災圍營保險審査会及び地方森林会については、それぞれ社寺等と無償で貸し付けてある財産の処分に関する法律、指定農林物産検査法、森林火災圍營保險法及び森林法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局

(地方支分部局)
 第六十七條 林野庁の地方支分部局を置く。
 營林局
 營林署
 木炭事務所
 (營林局)

第六十八條 營林局は、林野庁の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。
 一 國有林野及び公有林野官行造林他の管理經營を行うこと。
 二 民有林野の營林指導並びに森林治水事業に關すること。
 三 國有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に關すること。
 四 立木の取得、加工及び処分に關すること。
 五 營林署を指導監督すること。
 (名稱、位置及び管轄區域)
 第六十九條 營林局の名稱、位置及び管轄區域は左の通りとする。

名稱	位置	管轄區域
旭川營林局	北海道旭川郡	北海道 旭川市 空知郡の一部 勇払郡の一部 留萌郡 増毛郡
北見營林局	北海道北見市	北海道 北見市 網走市 紋別郡 網走郡 斜里郡 帶広市 目梨郡 糠津郡
		北海道 上川郡(石狩國) 利尻郡 中川郡(天塩國) 兩海郡 旭川市 留萌郡 天塩郡 古前郡 枝幸郡 上川郡(天塩國) 乳文郡 孔文郡

亞館管林百	
北海道亞館市	
北海道 三石郡 幌泉郡 小樽市 余市郡 磯田郡 三井市 延岡市 此田郡 有珠郡 釧路郡 山越郡 奥尻郡 龜田郡 松前郡	三井郡 十勝郡 高島郡 占子郡 白老郡 三井郡 磯谷郡 室蘭市 島本郡 大橋郡 南志郡 上磯郡 岩内郡 歌美郡 寿都郡 瀬棚郡 久遠郡 栗津郡 松山郡

札管管林百	簡広管林百	名 林
北海道札幌市	北海道帯広市	位 置
北海道 札幌市 空知郡の一部 若見沢市 札幌郡 勇払郡の一部 沙流郡	北海道 釧路市 阿寒郡 中川郡(十勝圏) 上川郡(十勝圏) 河東郡 廣尾郡	管 轄 枝 成 枝室郡 川上郡 阿寒郡 中川郡(十勝圏) 上川郡(十勝圏) 河内郡 花咲郡 釧路郡 白糠郡 十勝郡 釧路郡 石狩郡 夕張市 静内郡 樺戸郡

	東京管林局	長野管林局
	東京部	長野縣西筑摩郡
東京部 千葉縣 静岡縣 栃木縣 茅渟郡	茨城縣 神奈川縣 埼玉縣 山梨縣	長野縣 新潟縣 中奥沼郡の一部 岐阜縣 岐阜郡の一部 愛知縣 岐阜縣 吉成郡 益田郡

	青森管林局	前橋管林局
	青森縣青森市	群馬縣前橋市
青森縣 秋田縣 山形縣 福島縣 栃木縣(茅渟郡を除く)	岩手縣 宮城縣 北蒲原郡 中蒲原郡 三條市 東蒲原郡 三島郡 北奥沼郡	群馬縣 新潟縣の内 岩船郡 折沼市 西蒲原郡 古志郡 刈羽郡 中奥沼郡の一部 南奥沼郡 中頸城郡 佐渡郡 柏崎市 高田市 東頸城郡 西頸城郡 長岡市

名称	位置	管轄	轄
名古屋管林局	愛知縣名古屋市	惠那郡の一部 加茂郡 本兼郡 可児郡 岐阜市 大垣市 養老郡	武儀郡 揖斐郡 多治見市 羽島郡 不破郡 海津郡
大阪管林局	大阪府 大阪市	大阪府 浪速郡 和歌山郡 山口郡	石川郡 京都府 鳥取郡 島根郡
高知管林局	高知縣高知市	高知縣	徳島縣 香川縣 愛媛縣
熊本管林局		熊本縣 大分縣	福岡縣 佐賀縣 鹿兒島縣 長崎縣

1 前項の表に掲げる管轄区域中「郡の一部」とある地域は、農林大臣が定める。

2 林産物の運搬設備の他第一項のニ以上の管林局の管轄区域に在りて經營することを要する事項に關しては、農林大臣がその管轄局を指定することとする。

3 林産物の運搬設備の管理その他特別の必要あるときは、農林大臣は、管林局の所掌事務の一部を管林局に行かせ又は管林局の所掌事務の一部を管林局に行わせ得ることを得る。

第七十條 管林局に在りて三部を置く。

- 総務部
- 経営部
- 事業部

又 前項に定めるものの外、管林局の内部部局の組織の細目については、農林省令で定める。

(管林署)

第七十一條 管林署は、林野庁の所掌事務のうち、左の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一、国有林野及び公有林野の行造林地の管林を実施すること。
- 二、私有林の管林を指導すること。
- 三、国有林野及び公有林野の行造林地の産物及び製品の生産及び処分を行うこと。

四、立木の取得、加工及び処分を行うこと。

二、官林署の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

三、林産物の運搬設備の管理その他以上の官林署の管轄区域にわたる事業に關して必要あるときは、官林局長、その管轄署を指定することとなる。

(木炭事務所)

第七十二條 木炭事務所は、林野庁の所掌事務のうち薪炭の買入、売渡等に関する事務を分掌する。

二、木炭事務所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

(出張所)

第七十三條 農林大臣は、前条の一部を分掌させるため、前条の地区、木炭事務所の出張所を設けることとができる。

二、出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第三節 水産庁

(水産庁)

第七十四條 水産庁の組織、所掌事務及び権限は、水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の定めるところによる。

附則

第四章 職員

(職員)

第七十五條 農林省に置かれる職員は、主任、主任、主任以外の他人を管理に關する事項については、國家公務員法の定めるところによる。

(定員)

第七十六條 農林省に置かれる職員の定員は、別記法律で定める。

第五章 公團

(設置)

第七十七條 農林省所屬の公團は、次の通りとする。

食糧配給公團

肥料配給公團

食料品配給公團

飼料配給公團

油糧配給公團

二、食糧配給公團、肥料配給公團、食料品配給公團、飼料配給公團及び油糧配給公團に關しては、

それぞれ、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)、肥料配給公團令(昭和二十二年勅令第百七

十一号)、食料品配給公団法(昭和二十二年法律第二百一号)、飼料配給公団法(昭和二十二年法律第二百二号)及び油糧配給公団法(昭和二十二年法律第二百三号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第七十八條 この法律は、昭和二十四年六月一日より、施行する。

(関係法令の廃止)

第七十九條 左の法律、勅令及び政令は廃止する。但し、法律(之れに基く命令を含む。)に別段の定めのある場合を除く外、従前の機関及び職員は之の法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

農業改良所設置法(昭和二十三年法律第六十三号)

農業改良所設置法施行令(昭和二十三年政令第二百二十一号)

農林省官制(昭和十八年勅令第八百二十一号)

農林部内臨時職員等設置制(昭和十八年勅令第八百二十二号)

食糧管理局官制(昭和十六年勅令第六十三号)

林野局官制(昭和二十二年勅令第四百四号)

管林局署官制(大正十三年勅令第三百六十六号)

農事試験場官制(明治二十六年勅令第十八号)

茶業試験場官制(大正八年勅令第五十八号)

園芸試験場官制(大正十年勅令第三百三十三号)

畜産試験場官制(大正五年勅令第九十一号)

蚕糸試験場官制(大正三年勅令第三百十三号)

家畜衛生試験場官制(昭和二十二年政令第六十号)

農業綜合研究所官制(昭和二十一年勅令第五百八十三号)

開拓研究所官制(昭和二十一年勅令第五百八十四号)

食糧研究所官制(昭和二十二年勅令第四百四十号)

生糸検査所官制(明治四十年勅令第七十号)

動植物検査所官制(昭和二十三年勅令第五百五十号)

種畜牧場官制(大正十一年勅令第二百七十八号)

林業試験場官制(大正十一年勅令第五百五十号)

蚕糸調査会官制(昭和二十一年勅令第六百六十四号)

獸医師試験委員官制(昭和十四年勅令第六百十二号)

水産試験場官制（昭和四年勅令第二十三号）
又、前項但書の規定は、職員の定員に關する法律の適用に影響を及ぼすものでない

○○○理由

國家行政組織法の施行に伴い、農林省設置法を制定する趣旨がある。この法律案を提出する理由である。

667

